

1 基本的な考え方

- (1) 「『いじめ』とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」という共通認識の下、その防止に取り組む。（けんかやふざけ合いもその被害性に着目した上で判断）
- (2) 生徒の尊厳を守り、生徒をいじめに向かわせないため、全ての教職員が組織的に取り組む。
- (3) 「いじめの芽」や「ささいな兆候」であっても、放置によって重大な事態に至らせぬために、早い段階から組織として把握（いじめの認知）し、見守り、指導し、解決につなげる。
- (4) 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することで事態を正確に把握する。
- (5) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (6) 被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (7) 教職員全員の共通理解の下、PTAを含む保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応に当たる。
- (8) 発達障害等、特に配慮が必要な生徒について、情報を共有し、組織的な支援と指導を行う。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) チーム支援委員会

(2) 構成

- ①教頭、生徒指導主事、生徒相談係、人権平和教育係、養護教諭
- ②必要に応じて学年主任、学年生徒指導係、クラス正・副担任等を招集し、拡大委員会を行う
- ③必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する

3 いじめ防止等の取組

(1) 未然防止

- 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ①教職員が、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について共通理解する
 - ②生徒がお互いの人格を尊重する態度や円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する
 - ③生徒がストレスに適切に対処できる力や生徒の自己有用感に裏付けられた自尊感情を育む
 - ④生徒自らがいじめについて学び、その防止に取り組む
 - ⑤情報モラル教育を推進する

(2) 早期発見

- ①アンケート調査や教育相談を実施する
- ②保健室や生徒相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配り、さらに生徒間の情報に注意する

(3) いじめが起きたときの対応

- ①いじめと思われる情報を把握した教職員は、学級担任・生徒指導係・管理職に報告・連絡・相談する
- ②学級担任・生徒指導係・生徒相談係等からなる対応チームを結成し、対応チームが事実関係について調査する
- ③対応チームが調査結果を報告し、生徒指導係・学年の合同会議で対応を検討した後、職員会議で審議・報告・連絡する
- ④被害・加害生徒の保護者に連絡する
- ⑤いじめられた生徒とその保護者への支援を行う
 - チーム支援委員会・学級担任・学年職員・生徒指導係・管理職が対応する
- ⑥いじめた生徒への指導とその保護者への助言を行う
 - 学級担任・学年職員・生徒指導係・管理職が対応する
 - 場合によっては所轄警察署と相談する
- ⑦いじめが起きた集団への働きかけを行う
 - 原則として学級担任・学年職員が対応する
- ⑧ネット上への不適切な書き込み等については、直ちに削除の措置を講ずる
- ⑨「いじめの『解消』」をいじめに関わる行為が3ヶ月を目安に止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていない時点で「解消」と捉え、それまでは注意深く見守り、必要に応じ指導を加える

4 年間計画

- ①4月18日（木）～25日（木）…生徒・学級担任による二者面談
- ②6月中旬（予定）………「いじめ」の発見につながる質問項目を含む全校アンケート
- ③7月18日（木）～25日（木）…保護者・生徒・学級担任による三者懇談
- ④9月（予定）………生徒指導上の諸問題に関する職員研修
- ⑤10月初旬（予定）………「いじめ」の発見につながる質問項目を含む全校アンケート
- ⑥10月23日（水）～29日（火）…保護者・生徒・学級担任による三者懇談
- ⑦12月18日（水）～25日（水）…生徒・学級担任による二者面談